

大学院新教育課程の概要(たたき台)

1. 社会人等が大学院における新教育課程(以下、単に「新教育課程」という。)を修了することで、取得できる免許状は特別免許状とし、当該新教育課程と勤務年数を組み合わせることで、専修免許状の取得を可能とする。
2. 新教育課程は、教育委員会と大学が連携した上で、大学からの申請に基づき、認定する(公募的な設計か?)。認定に当たっては、全国的な教員免許の取得状況等も踏まえることとする。
3. 当該新教育課程は、基本的に1年間とし、大学院において開設する。既存の開設科目を利用することも可能とする。開設主体は、教職大学院に限らず、教育学研究科等、幅広く主体となりうる。
4. 当該新教育課程において学修する学生の所属については、大学院における科目等履修生を念頭に検討する(P)。勤務経験のある者(社会人)に限定せず、既に大学院に在籍している学生も当該プログラムを学修することを許容する。
5. 当該新教育課程の設計に当たっては、開設主体である大学、任用権者、免許授与権者である都道府県教育委員会が協議し、協議内容に基づき申請を行う。
6. 当該新教育課程を受講する者を決めるにあたっては、大学側が入学者選抜を行うとともに、任用権者が任用に係る選考も併せて実施し、当該新教育課程修了後(途中も可)採用される者を予め決めることとする。
7. 当該新教育課程の受講者を決定する入学者選抜の在り方は各大学が決めるものであるが、普通免許状取得における強み専門性に係る学修において身に付けられる資質能力と同等の資質能力が学部段階での学修や勤務経験等を通じて身につけていることを入学者選抜を通じて確認し、入学を許可する必要がある。

大学院新教育課程の概要(たたき台)

8. 当該新教育課程においては、少なくとも①教科等の指導法、②教育及び児童生徒理解に係る科目を含める。
9. プログラムの設計については多様な在り方が許容され、以下の点については、大学側と教育委員会の協議に基づき、選択することを可能とする。
 - ① 特別免許状を授与するタイミング(プログラム修了時、プログラムのうち一定の単位取得後、プログラム当初)
 - ② 特別免許状授与前に学修すべき科目(含めるべき事項)とその単位数
 - ③ (1)教科等の指導法、(2)教育及び児童理解に係る科目の開設主体(学部か大学院か)
 - ④ 特別免許状授与後に学修する科目の内容
(特別免許状から専修免許状への上進に係る省令規定に基づくこととするが、(1)・(2)を授与前に学修している場合は、学修は不要)
10. 専修免許状取得をゴールとするが、大学と教育委員会の協議の結果として、特別免許状授与をゴールとすることも許容する。
11. 対象校種としては、中学校及び高等学校を念頭に置くが、上記の場合は、小学校も対象校種とすることを可能とする。
12. 当該特別免許状は、現行の特別免許状の制度を利用するが、名称は別に設ける(通称か法令上かは今後検討)。
13. 当該新教育課程を通じ、大学院で学修した科目の単位は、修士課程の単位としてカウントすることを可能とし、修士号の取得を可能とする。

大学院新教育課程 受講パターンの例

- ・ 中・高等学校免許の場合の専修免許状への上進の要件 (免許法別表第三)
 - 一種免許状→専修免許状 最低在職年数:3年 最低修得単位数:15
 - 特別免許状→専修免許状 最低在職年数:3年 最低修得単位数:25
- ・ 一種免許状及び二種免許状への上進に当たっては、最低在職年数を超える在職年数ごとに5単位分修得を減ずる逡減措置が設けられている(最低10単位分の習得は必須) (免許法別表第三)

